

（仮称）鉢伏山風力発電事業 環境影響評価準備書 に対する福井県知事意見

（仮称）鉢伏山風力発電事業の対象事業実施区域およびその周辺は、国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの生息が複数確認される森林生態系が保全された地域である。また、国内希少野生動植物種に指定され、本県において絶滅の危機に瀕しているイヌワシの飛翔が毎秋複数確認されるとともに、本県内で屈指のサシバやハチクマの渡りが確認される地域でもある。

本事業計画は、こうした地域において、約 15 ヘクタールの森林の伐採を行い、バードストライクによる影響が課題となっている風力発電機を 13 基設置としている。

本環境影響評価準備書においては、把握した地域特性を考慮し、クマタカの繁殖への影響を回避するため、対象事業実施区域から敦賀市元比田地区一帯の樹林地を除外している。また、イヌワシ等のバードストライクの影響を回避・低減するため、風力発電機の停止を大前提とし、今後複数の有識者等で構成された協議会（以下「猛禽類協議会」という。）の指導・助言を受けるとしている。

こうした地域特性および事業特性を踏まえ、環境への影響がさらに低減されるよう、以下の事項に十分配慮し、事業を適切に実施する必要がある。

さらに、バードストライクの影響については、長期的な調査を行い、その知見を集積、公開し、環境に配慮した風力発電事業の導入の促進に資するよう取り組むことが重要である。

1 動物・植物・生態系

(1) コウモリ類

ヒナコウモリなど重要な種については、事後調査を適切に行い、バードストライク等の重大な影響が認められた場合には、専門家の意見を踏まえ、適切な環境保全措置を講じること。

(2) 希少猛禽類

①イヌワシ

風力発電機を回避する行動に関する確たる知見がないこと、1キロメートルを十数秒で飛翔する能力を有することから、風力発電機の稼働に当たっては、対象事業実施区域およびその周辺にイヌワシが飛翔しない時期および時間帯とすること。

なお、その判断に当たっては、渡り鳥を獲物として狙う可能性を含む利用実態をできる限り把握し、猛禽類協議会の専門家の意見を踏まえること。

②クマタカおよびサシバ

対象事業実施区域の近傍に生息しているペアについては、工事の実施に伴う影響をできる限り低減するため、猛禽類協議会の専門家の意見を踏まえ、営巣期の工事を避けるなど適切な措置を講じること。

(3) 渡り鳥

多様な鳥類の大規模な渡りが春季にも確認されていることから、稼働制限する時期に追加すること。

特に、サシバおよびハチクマについては、猛禽類協議会の専門家の意見を踏まえ、稼働制限する期間を十分設けること。

(4) 植物・生態系

今後の事業計画の詳細設計において、新たな区域の改変を要する場合には、希少な植物の生育地、水辺等の動植物の生息・生育にとって重要な区域の改変は回避すること。

また、工事に伴い外来種の持ち込みをできる限り低減できるよう、工事関係車両のタイヤの洗浄など、適切な措置を講じること。

2 廃棄物等

風車ヤードおよび工事用管理道路に係る位置、規模、構造等の詳細設計に当たっては、残土の発生量の削減に努めること。

また、土捨場における大規模な盛土については、令和4年8月の集中豪雨により甚大な被害を受けた南越前町鹿蒜地区の上流域に位置することを踏まえ、対象事業実施区域外での残土の有効利用を積極的に進め、その範囲および規模をできる限り縮減すること。

特に、全国的に記録的短時間大雨情報の発表が頻発していることを踏まえ、土砂の流出や土砂災害の防止に万全を期すこと。

3 事後調査

バードストライクおよびバットストライクに関する事後調査について、調査方法および調査結果の評価ならびに追加の環境保全措置の検討に当たっては、次のことに十分配慮すること。

死骸の持ち去り率や調査員の見落とし率等、調査の精度をあらかじめ確認した上で、十分な頻度、監視体制で行うこと。また、調査員等が、目視で確認できる範囲は限られることから、監視カメラやセンサーなどの併用を検討すること。

また、イヌワシやクマタカなどの希少な鳥類のバードストライクが確認された場合には、稼働を直ちに停止し、その原因を究明した上で、必要な措置を講じること。

4 その他

(1) 累積的影響

対象事業実施区域の周辺において、他事業者による風力発電事業が計画されていることから、他事業との累積的な環境影響が生じるおそれがある。

このため、事業計画や環境影響評価の結果について、事業者間での積極的な情報共有を行い、次のとおり措置を講じること。

①騒音および振動

工事用資材等の搬出入に伴う道路沿道の影響を低減するため、他事業者と工事関係車両の走行ルート、工事の工程や内容について情報共有し、工事時期の調整などの措置を講じること。

②渡り鳥

渡り鳥への影響を低減するため、必要に応じて、稼働制限や事後調査等を他事業者と共同して実施すること。

その実施状況については、県等の関係機関に報告すること。また、これらの結果はできる限り公開し、透明性を確保すること。

(2) 評価書の作成

評価書の作成に当たっては、それぞれの環境要素について、予測条件の妥当性が確認できるよう、その前提条件を根拠とともに明記し、具体的な数字や出典等を記載するなど分かりやすい図書となるよう努めること。

(3) 評価書の公開

事業計画や環境保全措置の内容について、工事中または供用後に地域住民等が確認できるよう、環境影響評価法で定める縦覧期間経過後も評価書を公開すること。

(4) 住民等への説明

事業計画については、引き続き地域住民等に対し十分な説明を行うこと。

(5) 新たな事実への対応

工事中または供用後において、新たな事実が判明した場合には、県および関係市町に報告するとともに、適切な措置を講じること。